

サービスの選択とその向上のために

事業者・施設を自由に選択し、サービスの向上を図ります

支援費制度では、どの施設に入るのかや、どこのホームヘルパーに来てもらうかを、あなたが選ぶことができます。

施設や事業者は、あなたに選んでもらえるように、良いサービスをしようと努力します。

支援費制度は、このようにして、障害のある人が使うサービスをより良いものにしていこうとするものです。

もしも、あなたがどの施設に行ったら

良いか分からなかったり、どこのヘルパーに来てもらったら良いか迷ったときは、市町村の窓口でよく相談してください。



質問

サービスを選ぶときに、事業者や施設のことはどのようにして知ることができるのですか？

答え

事業者や施設のことは、市町村の窓口で聞くことができます。また、インターネットで社会福祉・医療事業団のワム・ネットというホームページを見てもわかります。

支援費制度の対象となるサービス(1)

支援費制度で利用できるサービス

支援費制度では施設に入ったり、施設に通ったりする施設サービスと、自宅で生活の手伝いを受けたり、デイサービ

スセンターに通うなどの居宅サービスが利用できます。

知的障害のある人が利用できるサービス

利用できる施設サービス

知的障害者更生施設

地域で生活するために必要な訓練や作業をします。

知的障害者授産施設

仕事ができるようになるための訓練を受けることです。

知的障害者通所寮

自立した生活を自指して職員の手助けを借りながら共同で生活するところです。

国立コロニー

重い障害のある人が訓練や作業をします。



利用できる居宅サービス

ホームヘルプサービス

ホームヘルパーが、家庭を訪問して、掃除や洗濯、食事の用意などをお手伝いします。

デイサービス

デイサービスセンターに通って、作業をしたりお風呂に入ったりすることができます。

ショートステイ

家族が病気になるなど、施設を利用するものです。

グループホーム

世話人の助けを受けながら、アパートなどで共同生活するものです。